

平成 30 年度 「観光客に向けた情報発信強化事業」
業務提案競技募集要領

平成 30 年 6 月 8 日

石垣市

「観光客に向けた情報発信強化事業」業務提案競技募集要領

1 業務目的

本市では、平成 25 年の南ぬ島石垣空港開港以来、観光は好調で推移しており、昨年は、観光入域客数過去最高の 137 万人を数え、国際線の就航、また大型クルーズ船の就航もあり、外国人観光客の数も年々増えている。しかし、急激な観光入域客数の伸びに対し、受入は十分とはいえず、観光人材不足も相まって、特に外国人観光客への十分な情報提供、観光案内ができていない現状がある。そこで本事業では、国内からの観光客は元より、外国人観光客への対応強化として、既存の WI-FI 環境を拡充し、アプリなど ICT 技術を活用することで多言語による情報発信機能を強化し、観光客の利便性の向上を図ることで、リピーターの創出及び観光消費額の拡大に繋げることを目的としている。

2 実施方法

公募型プロポーザル方式により本業務の受託優先候補者を選定する目的で募集を行う。

3 業務内容

(1) 業務名称

「観光客に向けた情報発信強化事業」業務

(2) 業務委託期間

契約締結の日の翌日から平成 31 年 3 月 22 日（金）

(3) 業務の内容

別紙「観光客に向けた情報発信強化事業」業務委託仕様書のとおり。

(4) 予算の上限

70,196,544 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする範囲内。

4 応募資格

「観光客に向けた情報発信強化事業」の趣旨と内容を十分理解し、本業務の受託者として、仕様書及び提案内容の確実な実施が可能な事業者を対象とし、以下の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 提案者は、単独企業、コンソーシアムいずれも可とする。
- (2) 提案者は、石垣市内に本社あるいは支店を有する事業者であること。コンソーシアムでの提案の場合には、代表事業者が当該要件を満たすこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがされている者でないこと。

- (5) 宗教活動、政治活動を主たる目的とする団体、あるいは暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体であることにより、石垣市が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

5 応募方法

必要書類を期限内に郵送又は直接持参して提出すること。

(1) 必要書類

	書類名	様式等
	参加表明書	別紙 様式 1
	企画提案書	〃 様式 2
	業務遂行体制図	〃 様式 3
	経費見積書	任意様式
	会社概要	任意様式

(2) 企画提案書の記載事項

- ・ 事業に関する基本方針
- ・ 仕様書に基づく提案内容
- ・ 仕様書に記載のない追加的な提案があればその内容
- ・ 当事業の実施によって達成されるべき目標・目的及び目標・目的達成に至るプロセスの説明
- ・ 本市における同様業務の受託実績
- ・ 本業務の実施体制
- ・ 参画メンバーの氏名と略歴（受注後のメンバーの変更は原則認めない）
- ・ 本業務実施のスケジュール
- ・ コスト積算内訳（運営期間 5 年間におけるランニングコストも提示すること）

(3) 提出部数

上記 (1) の必要書類を各 10 部

(4) 応募期間

平成 30 年 6 月 26 日 (火) 17:00 まで ※必着

(5) 提出先

〒907-8501 石垣市美崎町 14 番地

石垣市企画部観光文化スポーツ局観光文化課 担当：通事 宛

6 企画提案（プレゼンテーション）

- ・ 応募者は指定する日時、場所にて提案する事務内容について、プレゼンテーションを行うこと。
- ・ プレゼンテーションは応募関係様式等、提出した資料に基づき企画提案の説明を行うこと。
- ・ 1 提案あたり質疑応答を含め 35 分（説明 20 分以内、質疑 15 分）とする。

7 審査

企画提案に対する審査については、企画書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、優れた応募団体を受託優先候補者として選定する。

8 審査基準

企画提案について、以下の基準をもとに総合的に評価し選定を行う。

- ・提案内容が本業務の趣旨や目的に合致し、実現可能な内容となっているか。
- ・本業務の遂行が可能な体制となっているか。
- ・本業務の目的を達成する手法、技術及びこれまでの同様業務の実績。
- ・実施内容が具体的であり、作業スケジュール等進め方が適切であるか。
- ・事業の運用に関する具体的な提案があるか。
- ・積算見積及び経費配分が適切であるか。
- ・プレゼンテーションの内容及び委員からの質疑に的確に答えられているか。

9 審査結果の通知・公表

審査結果については、審査後速やかに応募事業者全員に通知する。

10 契約について

- (1) 受託候補者との協議が整った後、地方自治法第 234 条第 2 項及び同法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約によって、委託契約を締結する。
- (2) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、石垣市財務規則第 114 条第 2 項の各号いずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (3) 受託優先候補者は、「観光客に向けた情報発信強化事業」業務委託仕様書をもとに、事業計画書及び見積書等を作成し後日指示する必要書類と共に速やかに市へ提出すること。

11 事業について

受託者は契約締結後、市と綿密に連絡を取り合い、連携を図りつつ、速やかに事業に着手すること。

12 スケジュール

- | | |
|----------------|--------------------------------------|
| ・公募期間 | 平成 30 年 6 月 13 日（水）～6 月 26 日（火） |
| ・企画提案プレゼンテーション | 平成 30 年 7 月 4 日（水）午後 2 時 00 分～午後 4 時 |
| ・業者選定委員会 | 〃 |
| ・選定結果公表 | 平成 30 年 7 月 5 日以降予定 |
| ・契約締結 | 平成 30 年 7 月 6 日以降予定 |
| ・事業開始 | 契約締結日以降 |

※質問等は次のメールアドレスによって受付及び回答する。

kankou@city.ishigaki.okinawa.jp

※質問期限：平成 30 年 6 月 26 日（火）。電話、口頭による対応は行わない。

※質問への回答はその都度、市ホームページにて回答を公表することとする。

13 その他留意事項

- (1) 応募に際して、企画提案は 1 事業者 1 件とする。
- (2) 提出書類等の作成、その他に係る経費は応募者の負担とする。また、提出書類等は返却しない。
- (3) 提出書類等において、記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後でも失格とする。
- (4) 提出書類、審査内容、審査経過については公表しない。
- (5) 本市の「石垣島観光ナビ」や無線 LAN の仕様については、セキュリティに配慮し、受託者にのみ開示するものとする。
- (6) 市は、本事業の目的達成のために必要と認められる場合には、受託者と協議の上、事業計画や提案内容を一部変更することができる。
- (7) 委託期間中及び委託期間終了後の検査等において、委託業務の実施に関し、経費の虚偽申告及び過大請求などの不正行為等が発覚した場合、市は受託者に対し委託費の一部若しくは全部の返還、契約の解除、事業者名及び不正内容の公表、刑事告訴等の措置をとる場合がある。

14 問い合わせ先

〒907-8501 沖縄県石垣市美崎町 14 番地

石垣市企画部観光文化スポーツ局観光文化課 担当：通事

TEL：0980-82-1535

FAX：0980-82-1911

E-mail：kankou@city.ishigaki.okinawa.jp